

一戸町監査委員告示第2号

令和3年度定期監査（工事監査）の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、別添のとおり公表する。

令和3年7月8日

一戸町監査委員

柴田正三

一戸町監査委員職務執行者

鹿川勝司

令和3年度定期監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

- (1) 鳥海トンネル照明設備工事
- (2) 町道小滝小友線法面補修工事

2 監査の期間

令和3年6月14日から同月25日まで

3 監査の方法

今回の工事監査については、契約、施工等の各段階において、費用対効果、的確な工事施行管理に配慮されたかなど、当該工事が適正に行われているかを主眼として、次に掲げる主な着眼点により書面監査及び実地監査を実施した。

- (1) 施工の決裁手続きは適正に行われているか。
- (2) 契約事務が適正に行われているか。
- (3) 施工に係る管理、事務処理、支払い等は適切に行われているか。

4 監査の結果

当該工事の契約、施工等いずれも適正に執行されていると認められる。

今後の事業・事務執行においても引き続き適切に処理されたい。